

広島県選挙管理委員会告示第百二号

令和三年十一月十四日執行の広島県知事選挙並びにこれと同時に執行する広島県議会議員
広島市安佐南区選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十
二条の規定に基づき、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所におけ
る投票の順序及び開票を同時に行わない場合の開票の順序を次のとおり定める。

令和三年十一月五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

投票の順序

一 広島県知事選挙

二 広島県議会議員広島市安佐南区選挙区補欠選挙

開票の順序

一 広島県知事選挙

二 広島県議会議員広島市安佐南区選挙区補欠選挙